

## 投資情報

### 改正「会社法」の施行に伴い、補足通達の公布が相次ぐ

～通達ごとに改定の有無が異なり、今後の実務運用の更なる

注視が必要～

「会社法」が 2013 年 12 月に約 8 年振りに改正され、2014 年 3 月 1 日より施行されています（以下“改正法”と表記）<sup>1</sup>。これに伴い、国務院や工商行政管理局から相次いで以下の補足通達が公布され、改正法と同日に施行されています。

改正法による“授權登録資本金制度”という新制度の施行を受け、これらの補足通達には従来の年度検査制度から年度報告公示制度への移行や出資検証（所謂“験資”）手続きの廃止など、重要項目の変更が含まれています。

#### 【主要な補足通達】

公布機関	通達名(通達番号)	公布日
国務院	✓「登録資本金登記制度の改革方案の印刷・公布に関する通知」(国発[2014]7号)	14年2月7日
	✓「一部の行政法規の廃止及び修正に関する決定」(国務院令第648号)	14年2月19日
国家工商行政管理局	✓「企業年度検査業務の停止に関する通達」(工商企字[2014]28号)	14年2月14日
	✓「企業法人登記管理条例施行細則」、「外商投資パートナーシップ企業登記管理規定」など(国家工商行政管理局令第63号)	14年2月20日
	✓「会社登録資本金登記管理規定」(国家工商行政管理局令第64号)	14年2月20日

上記の補足通達は、国務院の通達において本改正の大枠を打ち出し、国務院の下位に位置する国家工商行政管理局の通達により詳細に規定される建付けになっています。

但し、通達ごとに改定の有無が異なり、また実務運用も本改正には追いついていない状態です。

出資検証手続きを例に挙げれば、改正法による当該関連条項の削除を受け、国発[2014]7号では従来の登録資本金制度を継続する一部の業種を除き、会社登記時の出資検証報告書の提出が不要と定められました。しかし、国務院令第648号では中外合弁企業実施条例や中外合作経営企業法実施細則の当該条項が削除されていない為、依然として、当該登記時に、出資検証手続きや出資検証報告書の提出が必要とされています。また実務的にも、独资・合弁を問わず、設立直後の現地法人では出資検証手続きが実施されており、今後の実務運用を注視すべきと共に、更なる補充通達の公布が待たれます。

<sup>1</sup> 改正法の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.134 号(2014年1月)」を参照のこと。

本稿では、本改正の大枠を打ち出している国務院通達について説明し、次号以降に従来の年度検査制度に代わる年度報告報公示制度や出資検証制度の変更に、関し、解説します。

## 1. 国発[2014]7号

国発[2014]7号のポイントは、以下4項目の推進を改めて明記した点にあります。

- (1) 実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度から授権登録資本金制度への変更
- (2) 従来の年度検査制度から年度報告公示制度への変更
- (3) 住所登記手続きの簡素化
- (4) 電子営業許可証の発行と登記手続きの電子化

上記のうち、重要項目である“(1) 実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度から授権登録資本金制度への変更”を中心に、説明します。

### (1) 実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度から授権登録資本金制度への変更

授権登録資本金制度とは、将来払込む予定の資本金総額、出资方式、出資期限等を定款に記載し、登記する制度であり、国発[2014]7号においても同制度の実施を再度、打ち出しています。また、従来の最低登録資本金制度<sup>2</sup>を撤廃するとの原則も改めて明記しています。一部の業種(下表を参照のこと)では従来の登録資本金制度による管理を継続する旨を規定していますが、外商投資企業の場合には金融機関等でなければ授権登録資本金制度が適用されることになります。

#### 【暫定的に実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度を継続する業種】

業種(企業名称)	根拠法
募集方式により設立する株式会社	会社法
商業銀行	商業銀行法
外資銀行	外資銀行管理条例
金融資産管理会社	金融資産管理会社条例
信託銀行、財務公司、金融リース会社、自動車金融会社、消費者金融会社、マネーブローカー会社、村鎮銀行、貸付会社、農村信用合作社、農村資金互助社	銀行業監督管理法
証券会社	証券法
先物会社	先物取引管理条例
基金管理会社	証券投資基金法
保険会社、保険專業代理機構と保険ブローカー	保険法
外資保険会社	外資保険会社管理条例
直販会社	直販管理条例
対外勞務合作企業	対外勞務合作管理条例

<sup>2</sup> 従来の最低登録資本金制度では、一人有限公司(すなわち単独の出資者(中国語: 股東)により設立された企業)であれば10万人民元、複数の出資者による設立企業であれば3万人民元等の最低登録資本金が要求されていた。

業種(企業名称)	根拠法
融資性担保会社	融資性担保会社管理暫定弁法
労務派遣企業、質屋業、保険資産管理会社、小額貸付会社	2013年10月25日国務院第28回常務会議決定

更に実収資本に対しては、原則、工商登記を実施せず、会社登記時には出資検証報告書の提出を要求しないと定めています。しかし、上述の業種に対しては、例外的に実収資本に基づく登録資本金制度が継続適用されますので、出資検証手続きや同報告書の提出も依然として要求されます。

## (2) 従来からの年度検査制度から年度報告公示制度への変更

国発[2014]7号では、従来からの年度検査制度を廃止する旨を規定しています<sup>3</sup>。今後、年度検査に代わり、企業は各年度における規定の期限内に「信用情報公示システム」を通じて工商行政管理機関に対して年度報告を送付することになります。これを受けて、「全国企業信用情報公示システム」が3月1日より既に稼働しています(同システムの詳細は、本号に掲載している“投資Q&A:会社法の改正施行により、企業の経営範囲や登録資本がWebサイトで検索可能になったと聞きましたが、同制度について説明して下さい”を参照のこと)。

## (3) 住所登記手続きの簡素化

市場主体の住所(経営場所)の登記手続きを簡素化する為、省級、自治区、直轄市人民政府が自ら或いは下級人民政府に授権して、具体的な規定を策定するとしています。

## (4) 電子営業許可証の発行と登記手続きの電子化

インターネット環境下での工商登記データ証書管理システムの構築や、中国全土での統一的な電子営業許可証の発行、管理を進めるとしています。

## 2. 国務院令第648号

国務院令第648号では、授権登録資本金制度の導入に伴い、「会社登記管理条例」や「企業法人登記管理条例」、更に外資三法の条例、細則である「中外合弁経営企業法実施条例」、「外資企業法実施細則」及び「中外合作経営企業法実施細則」等の改廃を定めました。これにより、登録資本金や実収資本、出資期限や払込期限に係る関連条項の多くが、変更或いは削除されています。

この中でも、特に重要な変更に登録資本金の払込や出資検証の関連条項の変更が挙げられます。

<sup>3</sup> 工商企字[2014]28号により規定され、既に施行されている。

まず、登録資本金の払込に関しては、“一定期限内に払込しなければならない”との従来規定に関連する条項が、各通達ともに全て削除されています。更に、“実収資本”等の文言も削除され、授権登録資本金制度に整合する形に変更されています。これにより、前述の一部業種以外では授権登録資本金制度の導入に伴い、払込期限は各企業の定款により定めるとのルールに統一されました。但し現時点において、実務的には授権登録資本金制度が徹底されていない状況であり、今後の動向を注視する必要があります。

また、出資検証に係る手続きでは上述の通り独資企業に対しては実施細則において当該条項が削除されましたが、合併企業、合作企業に対する当該条項は削除されず、合併企業、合作企業に対しては出資検証の手続き及び同報告書の提出義務が残されたままとなっています<sup>4</sup>。更に実務的にも、当該条項が削除された独資企業に対しても設立手続きにおいて出資検証が依然として必要とされる事例が散見しており、規定と整合しているとは言い難い状況です。

従いまして、今後の更なる補充通達の公布が待たれる状態であると共に、所在地当局の実務運用を注視する必要があります。

---

<sup>4</sup> 「中外合併企業法実施条例」第 29 条(合併の各方が出資額を払込後、中国の公認会計士がこれを証明し、出資検証報告書を発行する。合併企業はこれを基に出資証明書を発行する)は、国務院令第 648 号では削除されておらず、現行有効な条項となっている。尚、合作企業においても同様であり、当該条項(「中外合作経営企業法実施細則」第 22 条)は削除されていない。

これとは対照的に、「外資企業法実施細則」第 32 条(外国投資者が毎回の出資を払込後、外資企業は中国に登録している会計士を招聘し出資検証を実施、出資検証報告書を提出させて、これを審査認可機関に届け出なければならない)は、国務院令第 648 号により削除されている。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited